

愛知県衛生研究所における研究費不正使用防止計画

1 目的

愛知県衛生研究所（以下「衛生研究所」という。）における文部科学省、独立行政法人日本学術振興会及び厚生労働省の科学研究費補助金等の公的研究費のほか、各種研究助成事業による研究費（以下「科研費等」という。）の不正使用（以下「不正使用」という。）を誘発する要因を除去し、当該不正使用に対する抑止機能を有する環境及び体制の構築を図るため、次のとおり愛知県衛生研究所における研究費に関する不正使用防止計画を策定する。なお、この計画の内容については、文部科学省、厚生労働省、独立行政法人日本学術振興会等の関係情報、他の研究機関における対応状況等を参考にしながら、絶えず見直しを図っていくものとする。

2 責任体系の明確化

（1）最高管理責任者

衛生研究所に、衛生研究所全体を統括し、科研費等の運営及び管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、所長をもって充てる。

（2）統括管理責任者

衛生研究所に、最高管理責任者を補佐し、科研費等の管理についての衛生研究所全体を統括する者として統括管理責任者を置き、次長をもって充てる。

（3）部局責任者

各部に部の科研費等の運営及び管理について責任を負い、権限を有する者として部局責任者を置き、当該部の長をもって充てる。また、当該部長はコンプライアンス推進責任者として部内職員に対しコンプライアンス教育の機会を確保し、適切に科研費等の管理・執行管理を行っていることを管理・監督する。

3 環境整備

衛生研究所電子共有フォルダ等により、研究者、その補助者及び事務職員に対して科学研究費補助金の使用ルール、厚生労働科学研究における利益相反の管理に関する指針等科研費等に関する取扱い規定を周知する。

4 科研費等の適正な管理

（1）科研費等の計画的執行を検証できる体制

統括管理責任者は、文書等で各研究者に年度末等の特定な時期に予算執行が偏ることのないように周知する。また、定期的に「競争的資金管理委員会」を開催、執行状況を各研究者に通知し、計画的に早期かつ適切に執行するよう周知する。

(2) 物品の検収

科研費等による物品費の適正な執行を図るため、総務課職員は納品時に検収を行う。

(3) 出張の確認

統括管理責任者は、出張事実を効果的かつ効率的に確認するため、研究者から復命書の写し、学会の案内文・プログラム等を提出させる。

(4) 謝金、賃金に係る業務実態等の確認

統括管理責任者は、雇用事実を効率的かつ効果的に確認するため、研究補助の従事者から出勤簿等を提出させる。

5 関係者の意識の向上

(1) 行動規範の策定

最高管理責任者は、研究費の運営・管理に関わる全ての職員（以下「構成員」という。）の意識向上のため不正使用の防止に係る行動規範を策定し、構成員に周知する。

(2) 誓約書の提出

最高管理責任者は、構成員に対して、関係ルールを遵守し不正使用を行わないことを誓約する書面の提出を別紙様式により求める。

(3) 研修会等の実施

最高管理責任者は、不正使用の防止に係る研修会を開催する。

6 不正使用に対する調査及び懲戒

(1) 通報窓口の設置

不正使用に関する通報窓口は、愛知県の公益通報制度により設置されている窓口（総務部人事局人事課監察室 監察・サービスグループ）を活用する。

(2) 調査等について

ア 告発等の取扱い

告発等（外部機関からの指摘を含む）を受け付けた場合は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し、調査の可否を判断するとともに、当該調査の可否を配分機関に報告する。

イ 調査委員会の設置及び調査

(ア) 調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。

(イ) 公正かつ透明性の確保の観点から、衛生研究所に属さない第三者を含む調査委員会を設置する。

(ウ) 第三者の調査員は、衛生研究所及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。

(エ) 衛生研究所は必要に応じて被告発者となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずる。

(オ) 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。

ウ 配分機関への報告及び調査への協力等

(ア) 衛生研究所は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議する。

(イ) 告発等の受付から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる科研費等の管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。

(ウ) 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。

(エ) 配分機関から求めがあれば、調査終了前であっても、調査の進捗状況及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。

(オ) 衛生研究所は調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

(3) 処分等について

不正使用が行われた場合、愛知県の懲戒処分の基準に基づき厳格に対応していく。

7 不正防止計画の実施

総務課に防止計画推進部署を設置し、不正防止計画をはじめとする衛生研究所全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認する。

8 科研費等の運営・管理に対するモニタリング

定期的に「競争的資金管理委員会」を開催し、研究を行う各部の研究者などに直接ヒアリングを行うなどにより、実際の科研費等の執行現場における実態を正確に把握するとともに、衛生研究所全体の視点から、実効性のある内部監査及びモニタリングを行う。

9 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式

誓約書

- 1 私は愛知県衛生研究所における研究費の適正使用に関する行動規範を遵守します。
- 2 研究活動にあたっては、愛知県の関係規則等を遵守し、研究活動の不正行為を行わない、させない、黙認しない、かつ加担しない、常に誠実に判断して行動することを誓約します。
- 3 経費の執行にあたっては、愛知県の関係規則及び当該研究費に関し定められた助成条件や使用ルール等を遵守し、研究費を公正かつ効率的に使用し、不正を行わない、させない、黙認しない、かつ加担しないことを誓約します。
- 4 規則等に違反して、不正を行った場合並びに私の責任で愛知県衛生研究所に不利益を与えた場合は、愛知県の処分及び法的な責任は私が負うことを誓約します。

平成 年 月 日

愛知県衛生研究所長 殿

所属 _____

職名 _____

職員番号 _____

氏名 _____ (自署)